

「『両側から超える』 部落解放運動を すすめるために」を考察する

政平 智春

はじめに

この度、部落解放同盟奈良県連合会から『両側から超える』という冊子が出された。筆者は、この「両側から超える」という表題に、まず違和感を覚える。「両側」とは、部落解放運動で言えることは、差別する側と、差別される側ということだと思われる。両側の一方にあるのは、被差別当事者の部落出身者であることはいまでもない。しかし、もう一方はだれを想定しているのだろうか。職場の友人、近所の知人、同級生、企業、行政等々、想定できる対象は限りがない。そのだれと「ともに」超えようというのだろうか。「両側から超える」は、疑問が残る表現であり、言葉である。

われわれは、部落差別を糾弾し、部落差別の本質に迫る闘いを展開している。そうすることによって、社会に部落差別の不当性を訴え、差別する側に理解を求め、差別と闘うと言う共通認識に立つことができる。われわれは、そのような成果を持っている。

糾弾は、相互に分かり合うというようなものではなく、差別の不当性を糾し、差別に対する認識と差別と闘う立場を共有するための場である。そのような関係性を求めて、われわれは、相手が個人であろうが大企業、政治家であろうが、差別の本質に迫る糾弾闘争を展開してきた。

近世の幕藩時代の身分階層構造に基づく差別である部落差別が、なぜ今日まで存在してきたのだろうか。その原因と背景は、まずは、政府と自治体が部落をその施策の対象から除外し、差別と部落の貧困を放置してきたからにほかならない。また政府と自治体が、差別の社会意識を変革する教育や啓発を行わず、それどころか差別に抗議すると、しばしばそれを犯罪扱いしてきたことは、紛れもない事実である。

そのような歴史のなかで、部落解放運動は、糾弾闘争を闘い、部落差別の本質に迫る理論を構築してきた。そしてわれわれは、オール・ロマンス事件やそれに類する事件を糾弾し、それを差別行政糾弾闘争へ発展させてきた。

われわれは、それらの闘いの成果を武器に、「部落解放国策樹立国民大行

動」等を展開し、政府に国策の樹立を迫って行った。それを受けて1965年に、政府は、「同和対策審議会答申」を出すことになった。

われわれは、これらの歴史的事実をしっかりと分析し、今日の国際的潮流である差別撤廃の流れに沿った部落解放運動を展開しなければならない。

1996(平成8)年に、地域改善対策協議会が、「地対協意見具申」を政府に提出した。政府は、それに則って、事業法はおろか、それまで行ってきた同和教育とその運動に対する支援を終了させ、部落差別を人権問題一般に解消させて、部落問題を行政施策の埒外に追いやってきた。

こうして現状は、部落解放への道にあるのではなく、歴史を逆回転させる反動への道にあることは、明らかである。

このような状況のなか、『両側から超える』という冊子が、今後の部落解放運動を誤った方向へ導くことのないように、筆者の思いを述べたい。

I 「吾等」は「両側から超える」根拠になるか

冊子は、「両側から超える」運動論を展開するために、水平社の創立時の「綱領」を持ち出している。文書に盛られた執筆者の意図は、時代や読む者の立場によって解釈が異なってくる。

「綱領」について、冊子は、次のように述べている。

○「両側から超える」という考え方について

部落解放同盟奈良県連合会は「両側から超える」部落解放運動の必要性を提起してきました。「両側から超える」という考え方については全国的に多くの意見が表明されていますが、私達の「両側から超える」解放運動は「全国水平社創立宣言」が述べている「人の世に熱あれ、人間に光あれ」という思想から出発したいと考えます。

宣言は「被差別部落に熱あれ部落出身者に光あれ」とは言っていません。そのことは、次に示す全国水平社創立大会で採択された「水平社綱領」の文中で、もっと明らかになります。

一、吾々特殊部落出身者は部落出身者自身の行動によって絶対の解放を期す。

一、吾々特殊部落出身者は絶対に経済の自由と職業の自由を社会に要求し以て獲得を期す。

一、吾等は人間性の原理に覚醒し人類最高の完成に向かって突進す。

第三節の「吾等は」という書き出しの言葉に注目したいと思います。第一

節、第二節の書き出しの言葉から一転して、ここでは「吾等」と呼びかけています。部落と部落外、被差別と差別の関係を越えて、「お互いに・みんなで・もろともに」と呼びかける思想に「両側から超える」部落解放運動の方向の必然性を読み取りたいと考えます。

このような文章は、「綱領」のこじつげな解釈としか言いようがない。冊子は、「両側から超える」の根拠を、「綱領」の一節・二節で「吾々」とあるのが、三節で「吾等」となっていることに求めている。しかし、そのような読み方は、こじつげとしか言いようがない。なぜなら、この「吾等」と呼びかけているのは、部落出身者が、それまで人間外の人間と見られてきた境遇からの自己解放をめざして、人類普遍の理念を掲げ、その最高の完成に向かおうという決意を述べたものだからである。

「綱領」は、創立大会において「水平社宣言」「決議」とともに提案され、採択されたものである。それらの思想は、紛れもなく一体のものとして提案され、採択されたものである。しかし冊子は、「綱領」の「吾等」の部分にだけ異質な解釈を持ち込んでいる。その解釈は、大きな違和感を抱かざるをえない。ちなみに「決議」の一節は、次のように述べて、部落出身者の差別に対する断固たる決意を宣言している。

一、吾々に對し穢多及び特殊部落出身者等の言行によつて侮辱の意意志を表示したる時は徹底糾弾を為す。

「徹底糾弾を為す」のである。糾弾するのは、われわれに対して「穢多及び特殊部落出身者」という侮辱の意思を示す者に対してである。そのことを重ねて読めば、先の「吾等」は、差別に苦しむ仲間みずから「人類最高の完成に向かう」ことを呼びかけている言葉と捉えなければならない。そう読むのが、部落解放運動を行う立場として当然ではないだろうか。

当時、部落を取り巻く状況は、すべてと言っていいほど、「徹底糾弾」の対象であったことは、想像に難くない。それゆえに、水平社が創立されたのだし、「宣言」「綱領」「決議」が出されたのである。そのことを飛び越えて、「お互いに・みんなで・もろともに」という言い方が成り立つことなど、ありえないのである。

さらに、冊子は次のように続けている。

こうした部落と部落外、被差別と差別の関係を越えて、今後の部落解放運動

の展望を切り拓いていこうとするのが奈良県連の「両側から超える」部落解放運動の提起です。

冊子は、「部落と部落外、被差別と差別の関係を超えて」と、理想を述べているが、部落と部落外の関係は、当然「超えなければならない」ものである。そのために、人間として対等で、部落出身ということが問題にされることのない社会、部落と部落外が同一地平に立つような社会を築こうというのが、われわれの解放運動である。その時、被差別と差別の関係は客観的な現実としてあるものであり、その現実をなくすことなくして、「関係を超える」ことができるものではない。差別する側が、差別の過ちを明確に認識し、それぞれの側からともに差別を解消する闘いを展開することは必要なことである。しかし、そのことが直ちに「関係を超えた」状態なのではない。差別と被差別の関係を軸として対峙し、差別の存在を明確にし、それと闘う姿勢を確認してこそ、われわれは、ようやく差別解消に向けた出発点に立つことができる。

ゆえに、「関係を超える」という主張は、空論であると言わざるをえない。

II 部落差別の認識は

部落差別は、「部落差別の本質」「部落差別の社会的存在意義」「社会意識としての部落出身者に対する差別観念」を統一的に見なければ、その全体像は明らかにならない。しかし冊子は、差別の説明において観念にのみめり込んでおり、差別を観念＝心の問題に歪曲するという過ちを犯している。

○差別とはどのようなものか・・・(差別意識と教育・啓発)

—中略— 本来、人間の心は「他人を差別する心と、他人のために役立ちたい心」という、矛盾する二つの面を併せ持っています。差別には他者を排除し貶めることによって自分の優位性を保持するという面があり、それによって人間は自分の優位性を確認しようとします。差別意識はそうしたことから生じます。一方、自然や社会差別問題(人権問題)について科学的で人間的に豊かなものの見方、考え方ができる人の場合は、理性と良心がはたらいて差別意識の芽は摘み取られます。これは、私達も例外ではありません。

誰でも差別を受けることによって自分を傷つけられます。その時、多くの人は、誰かを差別することによって自分を回復しようとする心にとらわれます。部落差別の場合、私たちは被差別の当事者であるとともに、差別にとらわれて他者を差別する可能性を持った存在でもあるのです。だからこそ部落

解放運動は、外からの差別を糾しつつ、自らをも糾していくことを運動の命題としてきました。

見られるように、冊子は、「本来、人間の心は『他人を差別する心と、他人のために役立ちたい心』という、矛盾する二つの面を併せ持っています。差別には他者を排除し貶めることによって自分の優位性を保持するという面があり、それによって人間は自分の優位性を確認しようとし、差別意識はそうしたことから生じます」というように、差別を心の問題として論理を組み立てている。

たしかに差別意識は、「上見て暮らすな、下見て暮らせ」の分裂支配を支える働きをするものであるが、それは、差別の実態があってこそその心的作用であって、差別意識は、人間の心のなかに自然に発生するものではない。人間が差別意識を抱くのは、人間を取り巻く環境＝差別の実態があって、それが意識に反映されたためである。

1965年に出された『内閣同和対策審議会答申』は、「第一部 同和問題の認識」の「一 同和問題の本質」の最後の部分において、「以上の解明によって、部落差別は単なる観念の亡霊ではなく現実の社会に実在することが理解されるであろう」と述べている。そして、差別は観念＝心の問題ではなく、現実の社会に実在する＝実態の問題だと述べている。

答申は、差別はたんなる心の問題ではなく、その原因は、「市民的権利と自由を完全に保障されない」ことにあると指摘している。冊子が主張する差別観は、差別を心の問題として差別の一側面のみを論じ、それをもって差別の全体を説明したとする過ちを犯している。

Ⅲ 「自立と自律」の問題なのか

部落出身者が社会的立場を自覚的に認識して、生活を向上させ、文化や芸術、スポーツの分野で世に出ることはありうることだし、当然のことでもある。しかし、住環境や教育、啓発など、行政が担うべき課題については、あくまでも行政の責任を問わなければならない。また、われわれに対して「穢多及び特殊部落出身者等の言行によって侮辱の意意志を表示したる」ような差別事件に対しても、行政の責任を問わなければならない。

しかし冊子は、このことについて次のように述べている。

私たちは、差別のある社会を現実として受け止め、差別と闘いながら、どう生きるのかということを課題としなければならないのです。そのためすべ

での同盟員が「自立と自律」の心を持って支え合い、後述する「自尊感情」と「アイデンティティ」を確立しなければなりません。

私たちはその方向と道筋を「まちづくり」運動として提起し、部落解放運動の発展を目指そうとしています。

すでに人権教育の分野では、人権に関する各方面の研究成果を取り入れ、自尊感情や多様性の承認などの重要性が認識されています。部落解放運動の立場からも、差別や排除、多数者と少数者、集団と個人、主体性とアイデンティティなどの問題について、理解を深め、理論の蓄積と向上を図っていかねばなりません。

差別を受けても、生き方次第でどうにでもなるとも言いたいのだろうか。部落解放運動は、長年にわたって部落差別と闘い、その本質を明らかにしつつ、闘いを発展させてきた。その大きな転換点となったのが、1951年に京都市で取り組まれたオール・ロマンス事件の闘いである。この事件については多くを語る必要はないであろうが、その要点は、発言や行為、文書などで部落差別が行われた時、それまでは個人の内面の問題とされてきたものを、その意識を生み出す社会的根拠を明らかにし、それを存在させてきた行政の責任を問い糾した、ということにある。部落解放同盟は、闘いのなかで行政の責任を問い続け、「差別行政反対闘争」さらに「差別行政糾弾闘争」として、行政闘争を展開してきた。その闘いにより、住環境や就職、教育、啓発など多岐にわたり、行政責任が明らかにされ、改善が図られていったのである。

2002年に同和地区に対する特別措置法が期限切れになって、特別施策が廃止された。1996年の「地対協意見具申」において、「33年間の成果を損なわないよう今後も差別が存在する限り同和行政は実施する」というリップ・サービスがなされたが、法が切れて13年が経過した今日、33年間の特別施策の成果は、ふたたび同和地区の生活の低位化、一般地区との格差の拡大となって、消し去られている。

さらに「地対協意見具申」の本文は、前文のリップ・サービスとは異なる論理で書かれている。その最後の部分において、「(4) 今後の施策の適正な推進」として「①行政の主体性、②同和関係者の自立向上、③えせ同和行為の排除、④同和問題についての自由な意見交換のできる環境づくり」が述べられている。

これらはいずれも、「政府の責任は果たした。差別が解決していないのは、同和関係者に問題があるからだ」ということを主張したものである。「行政の主体性」とは、部落解放同盟との交渉によらず、行政みずからが施策を進

めるということであり、行政闘争を否定したものである。「自立向上」とは、部落差別が残存するのは、部落出身者の依存体質に原因があるのであり、部落出身者の自己責任において差別を解決すべしという意味である。「えせ同和行為の排除」の言葉は、長年にわたって部落解放運動と行政・企業の間で築き上げられてきた信頼関係を破壊し、当然至極の行政施策の要求さえもエセ行為と難じ、解放運動そのものをエセ行為だという印象をばらまく、そのような目論見が見え隠れするものである。エセ行為として摘発された大阪の飛鳥会の問題や奈良の古市支部の問題は、それ自体けっして正当化されるものではないが、行政もまた、実態を把握しながらなんの手立ても行ってこなかったものであり、そのような行政の差別性は厳しく指摘されなければならない。政府・地対協は、このような事件が起きるのは、「同和問題についての自由な意見交換のできる環境」がなかったからだと言わんばかりに、ここでも部落の側に責任を転化している。

特別措置法が期限切れになって13年が経過したが、残念ながら、政府・地対協の思惑は津々浦々に浸透し、全国の自治体は、同和問題解決の責任を放棄してしまっている。行政が部落問題の解決の責任を放棄し、それを部落の側に転化しているまさにその時、解放運動の側が「自立と自律」を主張することは、「同対審答申」がいう「この問題の解決はその早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」という認識とコンセンサスを、運動みずからが反故にしてしまうことである。

これは、部落解放運動にとって大いなる損失であり、運動が自己疎外の状況にある極みであると言わざるをえない。

IV 部落差別の発生に関わる歴史認識について

部落問題の解決をめざして闘う運動にとって、部落問題の歴史と構造を正しく把握することは、重要な課題である。なぜなら、21世紀に入った今日もなお、部落差別が存在し、その社会的根拠が除去されていないからである。部落差別は、近世の幕藩時代の身分階層構造から生み出されたものであり、偶然できたものでも、民衆がつくったものでもない。部落差別は、権力を持つ支配層が、支配を安定させるためにつくった身分制度のなかで生まれたものである。そのなかで、民衆同士が対立しあう構造がつくられ、一方の民衆の反感や憎悪が他方の民衆に向けられ、その連鎖が前者の後者に対する差別意識として固定されていったものである。

このことに関して、冊子は次のように述べている。

○部落差別はどのようにして発生したのか 歴史観

部落差別の根源については、徳川幕府によって「士農工商・えた非人」という身分制が作られたとする政治起源説や「ケガレ観」という民衆の意識の中で生じた差別という面からの考察など、多様な研究論考が行われてきました。そして今日では、それらを含めた社会起源説が定着してきています。

「身分制と分裂支配」が存在した歴史的事実は、差別を解決する行政責任の必要性を示していますが、同時に史実をつぶさに検証すると、差別が人びとの関係の中で紡ぎ出されてきた側面も明らかになっています。これらの考え方の上にとって、差別・被差別の関係性を解きほぐし、部落差別の解消をはからねばなりません。つまり、行政的施策のみで部落差別をなくすことはできないのです。

また、部落はこれまでの歴史の中でずっと貧困であったわけではありません。部落がどのような経緯をたどって今日のような姿に至っているのかを検証し、部落に対して抱かれている「違和感」「差別意識」の原因を明らかにしたいと考えます。

まず、冊子の「差別が人びとの関係のなかで紡ぎ出されてきた側面も明らかになっています」という主張について考えてみよう。たしかに、差別が人びとの社会関係で紡ぎ出されたことは間違いなく、差別は、人びとが取り結ぶ関係の問題として考えなければならない。しかし、このことに議論の全体を歪曲させると、部落差別は(もっぱら)民衆が作り出したものだという誤解を与えてしまうことになる。部落差別の問題の根本は、近世封建社会の経済構造と、そこから派生する社会構造にある。封建社会の生産関係とは、封建的な土地所有の関係である。領主がいて、領民がいて、領民は領主の土地を使って生産し、土地の使用料として年貢を納める。年貢高の決定権は領主にあり、領民の裁量権は、無きに等しかった。このような生産関係とそれに基づく人間関係のなかで醸成される社会意識は、まさに「上見て暮らすな下見て暮らせ」の意識であった。それは、民衆が自発的に抱いた社会意識のように思われるかもしれない。しかし、時代の意識は支配者の意識である。この場合もそうである。身分は、民衆が決めてできるものではない。身分は支配者が決め、それに被支配者に組み込まれるものである。そこに、被支配者・民衆は意思が介入することはなかった。

たとえば1726年に広島藩が出した、次のような触書がある。

革田身分に対する儉約触

享保11年(1726年)

御調 綾目家「儉約触写」

覚

- 一、革田共近年風俗分過ニ相成、在家ニ紛候様成ル躰仕、衣類等不相応ニ有之、甚不屈之儀ニ候、依之自今之儀相定候事
- 一、向後ちゃせんかミニ可仕事
- 一、刑罪之者有之節、其他科人之儀ニ付罷出候格式儀ハ格別、常々ハ刀差候事無用ニ可仕事
- 一、革田男女衣類一色、何ニよらす木綿・布を相用候少シ之物ニ而絹類不可相用事
- 一、衣類向後無紋ヲ可着事 但、古物着可仕儀ニ候ハ、紋所をつふし可相用事
- 一、諸勧進仕候節、在家之家内江這込間敷事
- 一、指傘・合羽・木屐・せった類、向後無用仕可候、蓑・菅笠・竹子笠可相用候事
- 一、常々革田共可相嗜芸之儀ハ相励、風俗かいかい敷可仕事
- 一、為渡世役目之手透ニ狂言・音曲仕、勧進・物乞ひ候儀者不苦候得共、業をわすれ遊芸ヲ励候儀者仕間敷事

右之趣向後急度相守候様可申付者也

午十二月

新開方

下代共江

(三原市史資料編第6巻から)

これは、享保の改革といわれた時期に、領主が、百姓に対する儉約の触れの別段触書として革田身分に対して出したものである。中身の分析は、紙幅の都合で省くとするが、いずれの項目も、革田身分に対する規制の強化を謳ったものである。ここから、広島藩の革田が藩の権力構造の末端を担わされていたことが知られる。「一、刑罪之者有之節、其他科人之儀ニ付罷出候格式儀ハ格別、常々ハ刀差候事無用ニ可仕事」の項目は、革田身分の者が、役目として刀を所持することを許されたことを示すものである。刀という武

器は、大刀と小刀が揃ったものを言うのであり、草田がこれを堂々と所持できたのは、民衆に対する権力行使を代替する立場にあったためである。藩の権力機構は、封建制を守るためのものであり、そのために民衆に対して厳しい規制を行った。草田は、その権力行使を代替して治安を維持したのであり、そのような草田に対する民衆の反感と憎悪は、並大抵のものではなかったと思われる。さらに広島藩では、草田は、処刑場の維持と管理、処刑後の獄門・さらし首の番人等の役目を担わされた。ここでも草田は、処刑された肉親をもつ民衆の憎悪が掻き立てられるという位置に置かれていた。その結果、近世から近代への移行した明治維新の後になっても、次のような文書が数多く出されている。その一つ、二つを紹介しよう。

因循散人「日註雑記穢多非人の章をただす」とそれに対する反論

ある人がいうには、「穢多非人はもともと同じ種類の人間であるので、見下すような考え方はあってはならない。その理由は、鶴は鶴と見て、雁は雁と見て、鳥や獣ですら互いに親しんでいるのに、知恵のある人として、穢多非人を卑しんで親しまないのは、甚だ不都合である」と。

しかし、鶴を雁といって見るのか。雁を鶴といって見るのか。猿を鹿と見るか。鶴も雁もみな鳥である。猿も鹿もみな獣である。しかし、違う名前を持っているので、親しまないのである。穢多非人もみな人であるとはいえども、職業が違い、穢多非人という我々と違う名前がある。昔から、卑しいという理由で親しんで来なかったのである。

—中略—

小便はもともと汗と同じものである。しかし、人は皆、汗が出ても体を潤し、時雨に濡れた程度にしか思わないが、小便が一滴身体に付いただけで甚だ汚いと思うではないか。さらに、御飯の器や汁の器を一緒に使ったり、洗面器や行水の水を一緒にすることは嫌うが、杯を廻したり、風呂の湯をいっしょにするのは嫌わないであろう。

汝がいう論理のようなことは、穢不穢の別を考えなければできるのであろう。しかし、それぞれ分別のある人間は、穢不穢の別を正しくしているのである。故に、穢多非人を賤しむことは、私は尤もとしている。

今、文明開化の時といえども、人間として貴いものは貴び、賤しいものを賤しいとしなければ、国を治めることはできない。

※理解しやすいように現代語訳したものである。

※この資料は、明治期の広島県庁の広報誌である「日注雑記」(資料では「日註雑記」としている)の穢多非人の章を「因循散人」が批判し、それをさらにローマ字表記の人(解読不能)が反論した「時勢評議論」である。

因循散人以下の人名はペンネームで、おそらくは「難」も「反難」も同一人によるものであろう。議論を深めるために、試みに「因循ノ人」と「開化の人」(ローマ字表記もその意味か)を設定し、両者に論争をさせるといふかたちをとったものと思われる。

この文書に続いてもう一つ文書があり、それには、賤民廃止令を受け入れる論旨が展開されている。ここに掲載した文書は、廃止令は受け入れられないというものである。この文章を一読すれば、当時の社会意識がどれほど強烈なものであったかが理解できるだろう。穢多・非人を小便扱いし、洗面器の水のように不潔なものに例えるほど、民衆は穢多・非人を嫌悪し、忌避していたということである。

このような社会意識が形成された歴史的な背景・経過は、まさに身分階層構造に求められる。それゆえ、差別の原因の理解が、「差別が人びとの関係の中で紡ぎ出されてきた」ことに留まっていたは、差別の本質に迫る闘いはできない。差別の本当の原因を明らかにし、今日の社会意識としての差別観念に対する取り組みを進めなければならない。歴史の勉強は、そのためにこそある。これに類する公式文書は、全国で数多く出されている。『近代部落史資料集成 第二巻「解放令」反対一揆』(部落解放研究所編・解放出版社)の25ページ～46ページに、そうした文書が収録されている。いずれも、「解放令」に反対する意見や、部落出身者が「解放」されて喜ぶさまを戒めるような内容のものばかりである。

便器をつかって被差別部落に訓話

感化は大事なり

御布告のあった四年後の明治八年のこと、いま此に明記は憚れども、某県の一部落にて『平民同様』の御聖旨に付け上がり、以来何かに付け無遠慮勝ちの振舞多き所から、忽ち部落外の人々の指弾を受け、融和は愚か、以前にも増して排斥せらるるに至れるより、当路者も少なからず心痛して、何かと好き方法もがなど苦心の際、土地の小学校長に某といへる名望家あり、日頃学校に於いても部落児童等の同じ振舞いに窃に眉を顰め居りたる折柄とて、茲に一策を案じ、ある日部落の重なるものども、二十余人許りを馳走に招き

たり、さて座に着ける二十余人の前には、俗にいふお丸と称する小供の便器、新しきもの古きもの等打ち並べられ、其に見事なる菓子盛られたり、流石の部落出身者も此の様を打ち見て、互に顔と顔を見合す許なりき、校長賺さず、此れは御身等に供せんとて特に備らへたるものなれば、遠慮なく喰べたまへ、喰べたまへと頻りに進めけれども、一人として手を出すものなく『見るから結構なお菓子かな、さりながら便器に盛れるもの奇怪ならずや、たとへ校長殿の待遇とはいへ便器の菓子は如何で喉に通るべきやは』と異口同音に囁き合ひける、校長此ぞと威容を正し、彼等二十余人の珍客に向ひ、さて今日御身等を招きたる次第といふもこ々なり、皆々能く聞き給へ、お身等は今や、陛下一視同人の難有聖旨に依り、穢多非人の称被廢、平民同様の身分となれるには相違なきも、お身等が近来の振舞に何人も好い感情は持ち居らず、それといふもお身等が余りに遠慮なく、傍若無人の振舞多きに囚れるなるべし、考へても見給へ、今御身等に供せる菓子器は、便器とは申せ聊かの汚れなし、然れど御身等は其中の菓子を喰べ給はぬは、目に見たるのみにても心地よからず思ふ為なるべし、況してや如何で之を口にすることを得堪えんや、御身等は如何にも我等同等のものにて、一点の穢れなきは此の便器にも譬へん、されど便器に菓子は盛るべからず、御身等が自ら身を慎むことを知らず、傍若無人の振舞などあらば、やがて又御身等が疎ぜられるに至るべきは、御身等が便器の菓子を喰べ給はぬと同然の理ならずや如何に如何にと、且つ戒め且つ教へければ彼等も初めて合点行きたる如く、己に返し面地にて各々後來を誓ひ改めて手厚き待遇を受け、校長の花も実もある心行きに、深き感謝を捧げて引き取りといふ、教習は小事にあらず、感化は大事なりとはこころならんと若宮正音氏は談ぜられたり。

(『部落解放研究所編近代部落史資料集成』第六卷)

これは、部落出身者をお丸に乗せた菓자에例えるという、まさに差別そのものの逸話であるが、それは、明治初期の部落に対する社会意識を如実に表した文書である。賤称廃止令の後、部落出身者が当然の振舞いをして、民衆にはそれが傍若無人と映ったのである。それは、今日の「地対協意見具申」にみられるような、差別事件が起きて、当然のこととしてそれを糾弾すると、だからこそ部落出身者が疎んじられるのだという論理と同一のものである。

V 糾弾闘争は、反差別の唯一の闘い

冊子は、「両側から超える」運動の中心的課題について、次のように述べている。それは、糾弾を当然のこととはしているが、同時に、なんの論理の

つじつまもなく、糾弾と部落の側の論理であると述べ、被差別の立場を絶対視化するものであり、それは問題だと述べている。

「両側から超える」部落解放運動とは

「両側から超える」解放運動の「両側」とは何を指すのかを考えていきます。従来部落解放運動とは部落の側から外に対して差別を指摘し、糾すことだと考えられてきました。部落解放運動が部落出身者による運動である以上それは当然かもしれません。しかし、部落から外への一方通行の取り組みとしてしかとらえられていなかった反省点と課題がこの間論議されて来ました。

確かに、部落外の人々の無自覚な行為が、部落出身者をひどく傷つける差別事件となるわけですから、部落外に対して差別性を指摘し、糾弾することは当然のことと言えます。しかし、こうした事だけが進行していくと別の弊害が生まれてきます。つまり部落の側から主張することは絶対に正しくて、それに違和感を持つのは差別だというような、いわゆる「被差別の絶対化」という問題が生じてきます。

差別糾弾闘争は、水平社創立の時代も今日も、その本質は不変である。なぜなら、近代市民社会のなかで、普遍の原理として保障されている諸権利が、部落出身者には保障されていない現実があるからである。保障されないことによって、部落出身者と一般の人びととの格差が生じ、部落出身者はつねに低位な状態に放置されてきた。差別事件は、そのような実態を反映して起きるものである。部落の劣悪な生活実態を放置することは、政府や自治体の側からすれば、「合法的に」行ってきたことである。だからそれを糾しても、つねに非は部落の側にあるとされてきた。そのような力に抗い、それを打ち破ろうというのが、組織的な差別糾弾闘争である。

糾弾について、『部落問題・人権辞典』（部落解放研究所編・解放出版社）は、「糾弾権の生成」として、次のように述べている。

糾弾の生成

1922年(大正11)の全国水平社創立以来、差別糾弾闘争【さべつきゅうだんとうそう】は差別に苦しむ被差別者が直接あるいは集団の支援のもとに差別者に抗議し、差別事象を糾す追求行為として、部落解放運動を進めていくうえで不可欠な基本的闘争形態とされてきた。それは全水の〈綱領〉〈決議〉に端的に示されている。当初は差別を観念ととらえて、遅れた知識によって差別観念を持つ個人に対して*糾弾【きゅうだん】を行っていたが、その後

差別を引き起こし、あるいは放置している原因者たる行政などの組織に向けられるようになった。

部落解放運動の歩みの中で反復・蓄積されてきたこの闘争形態は今日の運動に継承されている。すなわち、公開性、社会性、説得性を原則に、糾弾要綱に拠りながら大衆的に取り込まれる。糾弾は、被差別者の権利救済に対する法的保護の無力性にかわり得る自己防衛の抵抗手段として事実上社会的承認を与えられてきた。憲法12条は国民の不断的努力による人権保持の義務をうたい、いわゆる【抵抗権】の根拠を提供している。

ここで、糾弾とは、部落出身者が差別から法的に保護されていないため、みずからを防衛する手段として行うものであり、それには社会的承認が得られている、と述べられている。糾弾とは、部落差別という行為を救済する法的制度がないなかでの、自己防衛の闘いである。糾弾は、部落差別という社会的不正義を糾す唯一の方法・手段である。糾弾がなければ、差別という社会的不正義は放置されるし、痛みを受けた者が、糾弾闘争のなかでその痛みを社会に訴えるのは、当然のことである。

同辞典は、続けて次のように述べている。

糾弾の是非

これに対して、1986年(昭和61)の*地域改善対策協議会の〈意見具申〉、確認、糾弾【かくにんきゅうだん】についての法務省の〈見解〉は、糾弾闘争否認の考え方に立って、確認・糾弾会が行き過ぎて一方的・主観的・恣意的となる場面のあること、被糾弾者の人権に及ぼす影響など、糾弾が新たな差別意識を生みだす要因となって差別解消の目的を達成する上で障害となっているなどと断じている。差別的言動に対する糾弾行為(糾弾権)について最初の法的判断を示したのが*小松島差別事件での徳島簡易裁判所判決(1972.10.11)である。それ以来、判例は、差別が現存しかつ差別行為に対する法的規制と救済手段を欠いている現状のもとで、差別糾弾は手段、方法が相当な程度を超えない限り、社会的に承認されて然るべき行動であり(*矢田教育差別事件・大阪地裁判決1975.6.3)、また、法秩序に照らし、相当と認められ、程度を超えない手段・方法による限り、かなりの厳しさを有することも是認される(同事件・大阪高裁判1981.3.10)とも判断している。いずれも、一定の限定を付けつつも、判例上、糾弾権を肯定したものと解してよいだろう。その限りにおいて糾弾権に対応して、差別者の側が糾弾に応ずべき義務を社会的に負担すべきことが是認されよう。また、*八鹿高校差別教

育事件における大阪高裁判決(1988.3.29)は憲法14条の平等の原理を実質的に効果あらしめる一種の自救行為【じきゅうこうい】として糾弾権については認できる余地があるとしている。

これが、部落解放同盟の糾弾に対する基本的認識であり、正式見解である。被差別者が、差別という社会的不正義を糾す行為は、当然の行為として承認されなければならない。司法がこのような判断を出さざるをえなかったのは、部落解放同盟が糾弾闘争を展開してきたからであり、また、被差別者の権利の保護に関する法的保護の無力性を認めざるをえなかったからである。

これに対して、冊子は、糾弾する側の論理を「被差別の絶対化」と述べて、糾弾にブレーキをかける役割を果たそうとしている。ここで、同辞典の「糾弾の是非」で述べられているように、糾弾とは、「差別が現存しかつ差別行為に対する法的規制と救済手段を欠いている現状のもとで、差別糾弾は手段、方法が相当な程度を超えない限り、社会的に承認されて然るべき」行動である。そのことをはっきり確認しておかなければならない。

また、部落解放同盟の糾弾闘争に対して、法務省は、糾弾闘争否認の考え方に立って、次のよう述べている。「確認・糾弾会が行き過ぎて一方的・主観的・恣意的となる場面のあること、被糾弾者の人権に及ぼす影響など、糾弾が新たな差別意識を生み出す要因となって差別解消の目的を達成する上で障害となっている。」これは、為政者の糾弾に対する本音を露骨に表明したものであり、部落解放運動の自救行為である糾弾権を奪い去り、闘いの武器を奪おうとするものである。

もう一つ大事なことを忘れてはならない。糾弾は、部落解放運動の専売特許ではないということである。公害被害者、DV被害者や、外国人やアイヌなどの差別の被害者も、それぞれ糾弾の歴史を積み重ねている。近年では、東京電力福島第一原子力発電所の事故の被害者も、東京電力や政府機関に対する糾弾を行っている。ヘイトスピーチについても、それを抑止する闘いがなければ、人権侵害がまかり通ることを許してしまう。

しかしながら、これらの被害者に対する補償は、遅々として進んでいない。たとえば、政府は、放射能の危険性が消滅した保障もない地域へ住民を帰還させようとしている。これなども、政府に対する糾弾を進めなければならない。

糾弾を自制して為政者の意図におもねる論理は、敵を利するだけである。

VI 部落出身者はつねに被差別者である

部落差別は、排除と包摂という社会的な存在意義を果たしてきた。そのことは、部落差別の三命題の「部落差別の社会的存在意義」のなかで説かれている。

部落差別の社会的存在意義 (抜粋)

「部落差別は、部落出身者を直接に圧迫し搾取することを目的として作り出されているのではない。

封建時代における部落差別は、経済的にはその時代の主要な生産の担い手であった農民にたいし搾取と圧迫をほしいままにし、政治的にはそこから発生してくる反抗をおさえる安全弁として政策的に作り出されかつ維持された。明治維新後の資本主義の初期の段階では、「資本」の原始蓄積の手段として部落差別が利用された。今日独占資本主義の段階では、独占資本の超過利潤追究の手段として、部落出身者を主要な生産関係の生産過程から除外し、相対的過剰人口のなかでの停滞的、慢性的失業者の地位におとしこむことで、部落出身者に労働市場の底辺をささえさせて、一般労働者の低賃金、低生活のしずめとしての役割を果たさせ、政治的には部落差別を温存助長して部落出身者を一般労働者と対立させ、分割支配する道具として利用しているのである。」

部落解放同盟が部落差別と闘う組織であるということは、いうまでもない。それが闘う相手は、差別事件であり、差別行政である。その闘争手段は、糾弾闘争である。糾弾闘争を展開しながら、部落差別の本質に迫っていくのである。部落差別を糾弾しても、被差別の立場を絶対化することにはならない。そのような懸念は必要のないことである。

「被差別の絶対化」と「対話の途絶」

部落差別に限って言えば、部落出身者は常に被差別者で、部落外の人々は差別者だという立場性になるわけです。しかし部落差別に限った関係性と立場を絶対化して、すべての関係性の中で部落出身者は100%の被害者で部落外の人々は100%の加害者であると絶対化して考えることは間違っています。

このように考えると「加害者は謝罪あるのみ」となり、両者間に対話は成立しなくなってしまいます。あるいは、かつて激しかった差別糾弾のイメージから部落に対して意見を言うことを避けるようになってきている点も反省されます。こうした「対話の途絶」からは差別をなくしていく展望は拓けません。

差別糾弾闘争が、対話を途絶させるという懸念は当たらない。糾弾という行為によって、差別者と被差別者の本当の対話が可能になり、対等な関係が取り結ばれるのだからである。そもそも差別とは、人が高みに立って人を見下す行為である。しかも根拠のない高みに立ってである。糾弾とは、その過ちを糾して、差別者と被差別者が、同一の地平に立って対話をするものである。そのことを忘れてはいけない。冊子は、「加害者は謝罪あるのみ」と絶望的な結論づけを行っているが、われわれは、たんに差別者に謝罪を求めて糾弾をしているわけではない。われわれが糾弾に求めているのは、差別があったという事実を確認し、差別をした人がなぜ差別意識を持つに至ったのか、なぜ差別をすることになったのかを明らかにし、自分が差別社会で無自覚に生きてきたことを理解し、そのような自分から差別をなくす立場へと転換できるように促して、対話を進めることである。

もっとも、次のような糾弾闘争は、冊子が懸念するような事態を生み出すかもしれない。それは、稚拙な糾弾の域を出ず、ただ怒りを感情的に差別者につけて、差別者にみずからを反省させる契機をついばみ、反発だけを引き出すような糾弾である。水平社の創立当初には、このような糾弾もあったといわれる。しかし、糾弾闘争の歴史を学べば、冊子が述べるような糾弾の理解にはならない。糾弾闘争の歴史は、糾弾とは、差別者に差別をしたことの自覚、その過ちの認識、差別を許さない立場への変革を促す営みであることを、われわれに教えている。

おわりに

以上、冊子について考察してきた。部落解放運動は、歴史的に、どれほど市民社会の平等を求める闘いに勇気を与えたきたことだろう。1922年の水平社創立の以前、部落出身者は、もっとも低位な生活状態にあり、差別を受けても、それに耐えるしかなかった。その悔しさと怒りは、計り知れないものがあつたろう。しかし、水平社が創立されて、差別を受けたら抗議するのが当然であるという認識が生まれた。それは、部落の仲間をどれだけ鼓舞したことだろう。水平社は、組織なき組織に等しい状態で出発したが、たちどころに全国各地に影響を及ぼしていった。そのことに支配者は驚愕し、ただちに融和政策を強めていった。そのなかで、水平社ができた部落には予算を配分せず、水平社に反対する部落に集中的に配分したことがあつたというのは事実である。広島県でいえば、融和団体・共鳴会の傘下組織の代表が警察署長であつたということに象徴されるように、部落はつねに官憲から監視を受けていた。そのようななかでも、いったん差別事件が起きれば、部落出身

者は、こぞって差別糾弾闘争に結集した、そのような話を筆者も古老から聞いたことがある。

部落出身者の差別に対する怒りは、それほどに強かった。そのようななかで、糾弾闘争は発展を遂げてきた。この闘争の積み重ねから学んだことを、われわれは、さらに発展させ、差別を撃つ闘いを続けなければならない。「両側から超える」という理想を掲げることは、それでいいだろう。しかし、本当に超えるためには、差別者と被差別者がそれぞれの立場から差別をなくす努力を行う、つまり、差別をする側が、差別の厳然たる存在を確認し、みずからの立場から差別をなくす努力をし、他方で被差別の側が、ふたたび差別のないように、みずからの解放をめざして差別と闘い、そのために差別する側と対話する、そのような反差別という共通の立場にそれぞれが立った時、差別・被差別という壁を超える第一歩となるのである。

差別という障碍を超えるため、被差別者が差別者に気遣いをする事など、無用と言わなければならない。われわれ被差別の側は、正々堂々と部落差別と闘い続けようではないか。

(まさひら・ともはる 部落解放同盟広島県連合)